Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-02-12

1980年代の韓国での差別的教育解消主張の再吟味：教育機会の平等の観点から

キム，ソンヨル
キム，ヨンジュ(翻訳)

(Citation)
高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究

(Issue Date)
2020-11-16

(Resource Type)
research report

(Version)
Accepted Manuscript

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012475

1980年代の韓国での差別的教育解消主張の再吟味
：教育機会の平等の観点から

Reconsideration of the policy arguments
on the equality of educational opportunity in 1980’s Korea

キム・ソンヨル（慶南大学校教育学科教授／韓国教育学会長）[1)]

１．緒論

教育は個人が知的、道徳的に成長できるように援助することで独立的な人格を持った主体的な人間をつくる活動である。よって韓国人はどんな個人も教育を受けなければ自身に適合した価値ある生の様式を十分に発展させることが出来ないと考える。学歴社会である韓国社会で個人が受けた教育は世代間、又は世代内の社会的地位移動の主要通路としての機能を果たしている。これにより教育は個人の生の機会を決定する重要な要因として作用している。万一、教育の機会が特定階層の人々にのみ与えられたならば社会的不平等はより進化し、固定化するということができる。韓国社会で教育はこのように個人を生の主体として形成し、個人の生の機会を決定してきた。そのため、韓国人は公教育を中心にした教育の機会が全ての人々に開かれなければならず、公正に分配されなければならないと考えている。

韓国社会で1980年代は激変の時期であった。この時期は既存の支配的な秩序と、新しく創出される代案的秩序の間に対立と葛藤が克明に表れた時期であった。大部分の韓国人は韓国社会を規定している既存の秩序を権威主義と規定づけ、これとは別の新しい秩序を創出しようとする努力を「民主化運動」と名付けた。このようなことは教育界でも同じく起こった。教育現実を変化させていこうとする運動勢力は「教育民主化」の名目で教育制度の運営と教育現場の変化の方向、そしてその他、関連した政策代案に対する多様な主張を行った。

1980年代の韓国社会で「教育民主化」の名目により提起された多様な政策主張の中の一つが差別的教育を解消すべきとのことであった。この主張には教育の機会が個人に公正に配分されなければならないという観点から、韓国社会の教育機会が平等ではないという認識が前提とされている。差別的教育の解消は、個人の富と地域の条件の差により生じた既存の不平等な教育機会の配分状態を平等な状態に変化させることを意味する。

1980年代の韓国社会で提起された新しい秩序の樹立に関する主張は、1990年代を経て2020年代の今日に至るまで韓国社会の政治・経済・社会・文化等、あらゆる分野で多様な政策として具体化されてきた。教育界が中心になった教育民主化運動の主導勢力が提起した差別的教育を解消せよとの政策主張も1980年代後半以後、多様な側面から教育機会を平等に保障する政府の政策を促進させたとみることができる。本稿はこのような問題意識から、1980年代の韓国社会で提起された差別的教育解消の主

[1)] 김성열、金聲烈、SeongYul Kim/教育行政学/韓国教育学会会長(2019-2020), 前韓国教育課程評価院長(Korea Institute of Curriculum and Evaluation)/公教育:理念、制度、改革（共編著)、Sixty Years of Korean Education(IN ENGLISH, co-authors), 1980年代教育民主化運動主導教師達の政策主張と論理の研究（論文)、学校運営委員会などに関する論文多数。

張がその後、教育の機会を均等に保障する政策としてどのように受け継がれたのかを確認し、2020年代の今日にそれが持つ意味を議論することを目的においている。

２．1980年代の差別的教育の解消主張の概観

1980年代の学校教育において新しい秩序の樹立を主導した、教育民主化運動勢力が提起した差別的教育を解消せよとの主張は3つの内容を含んでいた。1点目は無償義務教育の拡大、2点目は低所得層に対する学費補助、3点目は都市と農村の間の教育条件の差を考慮した財政配分方式の導入等であった。

ア．無償義務教育の拡大実施

大韓民国政府は1948年に樹立された後、初期には義務教育である初等学校段階でも劣悪な国家財政状況によって不可避的に保護者に教育費を負担させる有償教育体制を運営した。1950年代末、小学校の完全就学の達成、1970年代に中等教育の急激な拡大は、保護者が進んで教育費を負担したために可能であった。1980年代教育民主化運動の主導勢力は、受益者負担の原則を名目にした有償教育体制が普通教育段階で教育機会の不平等を招く要因だとみた。彼らは、有償教育体制は「カネが勉強する世の中」を作っていると批判した[2)]。「カネが勉強する世の中」というのは、学校に通うことで発生する費用を十分に準備できる所得階層の子どもは学校教育を受けるのに困難はないが、それができない所得階層の子どもは学校にまともに通うのが難しいということを比喩的に表現したものである。

1980年代の教育民主化運動の主導勢力は、教育費負担能力が弱い所得階層の子どもが学費負担の厳しさを感じることなく学校に通わせるようにしようとすれば『早いうちに中学校までの「無償義務教育」が実施されねばならない』と主張した。1980年代当時の法で認定を受けられなかった[3)]全国教職員労働組合（「全教組」）は、「国民学校（現「初等学校」）の育成会費をはじめとした全ての雑多な賦課金を廃止し、実質的な無償義務教育を実施」することを主張した。中学校無償義務教育の実施に関しては、「文教部（現「教育部」）は93年度までに全面的に実施する計画を立て、これを90年度初めまでに発表」するように要求した。

このような主張の根底には教育費を保護者に転嫁させずに国家財政や公共財政によって無償義務教育を実施することが、経済的に苦しい下位層に属する保護者の教育費負担を減らし、結果的に教育機会の拡大と機会均等の実現に寄与できる方案だとの判断が広がっていた。

イ．低所得階層に対する学費補助

家庭の教育費負担能力は個人が教育にアクセスする機会を決定する要因として作用するだけでなく、教育を受ける過程においても絶えず影響を与える。教育を受けられる知的能力がいくら秀でた学生であっても現実的に納入金を負担することができなければ学校に通うことができない。また、個人は学校に通う期間にも学校の勉強を補充したり、通常の予習の範囲を越えて学校の授業よりも時間的

---

2) これ以下において、引用を明かさない具体的な主張の出処に関しては金聲烈、1980 年代「教育民主化運動」主導教師の政策主張と論理の研究（ソウル大学校大学院博士学位論文、1993.2）を参考いただきたい。

3) 全国教職員労働組合が法的に認定されたのは 1999.1.29 に「教員の労働組合設立、及び運営に関する法律」が制定されてからである。

に著しく進む先行学習をするのに小さくない私教育費を支出する場合が多い。よって、そのような私教育費の支出に耐えられる親の子どもに比べ、それができない親の子どもは教育の過程上、不利な位置に置かれている。

1980年代の「教育民主化運動」を主導した教師は次のように主張した。

> 『…それ以外の全ての授業料、育成会費、雑多な賦課金等など、全てのものが両親の負担になっている実情である。このような実情から多くの生徒と保護者は現在の最高の目標になった「大学入試」を放棄するするしかない。たとえ裕福な家庭の子どもと肩を並べるようになる場合でさえ、大部分は「カネ」のために競争相手になり得ない。
>
> たとえば、富裕層の子どもは国民学校に入る前から幼稚園、英才教育を受け、国民学校ではピアノ、暗算塾、美術塾、英語の特別教育を駆けずり回り、中学高校時期には本格的な「課外勉強」に浸り、大学に入学する。反対に大多数の子どもの境遇は、幼いときに食べていくのに大変な父母を助け、きょうだいの世話をしながら遊んで国民学校に入学し、毎朝、雑多な賦課金と鉛筆、ノートを買うお金のために涙を流し、学校でも差別を受け、中学生になっても家の仕事の手伝いをしたり仕事に出て行った父母の代わりに家を守り、高校生になっても勉強部屋がない場合がほとんどである。このようにして「入試中心の教育」は「お金中心の教育」になり、「お金になれば成功する教育」は学ぶことができずに貧しさと悲しさを、世代を超えて強要するわけである。』[4)]

1980年代の教育民主化運動の主導勢力は教育費負担能力の差で発生する所得階層間の教育へのアクセス機会の格差だけではなく、教育の過程で発生する不平等を深刻に認識した。特に教育の過程の不平等は大学進学の準備をするのに不利益を招き、結果的に大学入学機会の階層間の不平等として引き継がれていくことがわかる。教育運動を主導する勢力である全教組は、学校教育の過程で発生する不平等を解消できる具体的な方案として低所得階層に支給する奨学金制度を提示した。全教組は1980年代にその当時『生計問題によって学業が厳しい学生は財政的に十分な補助を受けなければならない。よって学校の奨学金は生計問題として学業を継続するのが難しい学生にまず与えられなければならない。文教部と韓国私学財団連合会は早い時期に奨学金授与に関する指針を改編』するように要求した。

ウ．都市と農村の間の教育条件の差を考慮した財政配分方式の導入

1980年代の教育民主化運動を主導した勢力は、都市と農村の間に存在している学校教育の条件の差異に注目した。そこで彼らは都市と農村の間の教育条件の違いのために農村の子どもが都市の子どもに比べて教育の過程において不平等な教育を受けている事実と、農村の教育施設の劣悪さを非常に深刻な問題と認識した。

『登校の道からいつ来るか分からない通学バスを待ったり、何キロもの道を歩くのが常であり、音楽室には都市でありふれたピアノ一台もなく、図書館は郡単位を合わせてみるのが困難である。（子どもたちは）放課後になれば決まって人手が足りない農作業に脂汗を流す。一月に3,000～4,000ウォ

---

4) 全国教職員労働組合　弾圧阻止と正しい教育の実現のための共同対策委員会.『今日の教育と全国教職員労組』、p. 11

ンする費用を出すことができずに農村の幼稚園を放棄する農家がいくらでもある実情から、都市とぴったり同じ額の育成会費、月謝金は農民の両親の腰を曲げるに十分である。農村の上級学校進学率は都市に比べて中学校50%、高等学校10%を下回っている。よって大部分の農村の子どもたちが都市の職場を求めて早い時期に出て行ったり、父母になった立場でも大学の勉強をするのでなければ一日でも早く都市で定着することを望んでいる。』[5)]

1980年代の教育民主化運動を主導した勢力は、このような教育条件と教育の過程において農村地域の学校の不利な状況は地方教育財政分配方式によってより一層悪化していると主張した。主に中央政府が地方教育財政を配分し、支援するときに農村の教育条件の劣悪さをまともに考慮せず、都市が有利となる、生徒数に根拠をおいているためにそのようになるのである。これは地方教育配分方式に対する部分的な誤解に起因する側面がある[6)]。しかし、それらは疲弊していく農村の教育現実を改善し都市と農村の間の教育環境の差を解消しようとすれば農村の学校に教育財政をより多く割り当てる財政配分方式に転換しなければならないと主張した。

３．教育機会の平等の観点からみた1980年代の「差別的教育解消」の主張の再吟味

1980年代の教育民主化運動を主導した勢力が提起した「差別的教育の解消」の主張は、その後、1990年代を経て2020年代の今日に至るまで韓国で教育機会を平等に保障するために推進した多様な政策と脈絡がついているといえる。1980年代以後、教育不平等を改善し平等を実現しようとする政策は、幼稚園と初・中・高等学校、大学など、学校級別に順次推進された。

ア．無償義務教育の拡大実施と教育機会の不平等の縮小

無償義務教育は一定の水準までの教育を、①全ての国民を対象とし、②就学を法で強制し、③個人が教育費を出さないように国家がかかる経費を負担することを意味する。1980年代に無償義務教育を拡大して実施しなければならないとの主張は、その当時の義務教育である国民学校と中学校教育が部分的に有償教育であり、それにより義務教育段階でも教育機会が不平等であるとの認識から出てきたものである。

韓国政府は義務教育である初等学校教育の無償教育化政策を1980年代以前から推進してきた。1972年には島嶼僻地地域、1979年にはソウルをはじめとする6大都市を除く全地域、1997年には6大都市地域の順に無償教育を完成した。中学校段階まで無償義務教育を拡大する政策も1985年に初等僻地地域から漸進的に推進され、2004年には市地域まで完成した。高等学校は義務教育段階ではないが、無償教育が2019年から始まり、2021年に全面施行される予定である。中学校が完全就学である状況において中学校卒業者の高等学校進学率が2019年現在、99.7%に達したために、高等学校も完全就学レベルに到達したと言うことができる。

韓国で幼稚教育は義務教育ではない。しかしながら韓国政府は1999年から農漁村地域の低所得層の

[5)] 同上文書、p.14。

[6)] 地方教育財政に使用する計算式は学生数、学校数、学級数など、多様な要素を含んでおり、要素別に都市と田舎の有利・不利を計算して加重値を付与するために都市地域や農村地域のうち、ある地域が有利だとみるのが難しい側面がある。むしろ農村地域を含めた道地域が有利だという主張が市教育庁から出てきたりもする。

家庭の満5歳の幼児に対し、幼稚園教育費と保育施設の保育料を支援し始めた。2002年から全ての満5歳児を対象に無償教育・保育に拡大し、低所得層の家庭の満3，4歳児に対する教育費と保育料に対する支援をするに至った。韓国政府は2012年からヌリ課程[7]を施行して全ての満5歳児の教育・保育費を支援し、2013年には3，4歳まで教育・保育費を支援し、満3歳児ないし5歳児の無償教育・保育を完成した[8]。

幼児教育段階の無償教育、国民学校と中学校での完全な無償義務教育の実施と高等学校無償教育の全面実施は、特に経済的に厳しい下位層に属する保護者の教育費負担を少なくしてくれる。またそれは最小限の幼児教育と国民学校、中等学校段階で形式的に保障されていた教育へのアクセス機会を実質的に保障する。そして低所得層の父母には幼児教育と初・中等教育にかからなければならない費用を支出せずに節約させ、そのお金でそれ以上の教育機会、つまり大学へ進学する費用を準備するのに助けとなっているということができる。特に2013年から実施した無償幼児教育、及び2019年から実施し始めた高校教育の無償化は、所得レベルが低い世帯の家計の可処分所得を増大させ、社会的なバランスを高めるのにも寄与するものと期待できる。

1980年代の韓国で教育民主化運動勢力が提起してきた無償義務教育を拡大しなければならないとの政策主張は、韓国人が持っていた教育機会に対する情緒と考えー『個人は平等な教育機会を享受しなければならない』ーを反映し、体系的に代弁したものであった。1980年代後半以後、韓国政府が推進してきた幼児教育から高等学校段階までの教育を無償化する多様な政策は、韓国人の教育機会平等に対する認識と韓国社会の教育民主化運動勢力の無償義務教育拡大政策の主張を背景にしたと解釈することができる。もちろん政府がこのように無償教育政策を推進できたのは経済成長により政府の財政力がそれほど大きくなったためでもある。

イ．低所得階層に対する学費補助と公正な教育機会の保障

所得階層間には教育費負担能力の差によって教育機会の不平等が存在している。特に私教育費の支出にあっての違いは私教育費にアクセスできる機会と学校教育の過程から不平等をうんでいる。韓国で私教育費の支出は所得水準が高いほど多くなり、時間が過ぎても減少しないことが特徴である。1980年代にも私教育費支出は所得階層間に著しい格差が表れたように、現在も同様である。2019年には月平均所得800万ウォン以上の世帯の1人あたりの月平均私教育費は、53万9千ウォン、200万ウォン未満の世帯は10万4千ウォンであると明らかになった。月平均所得800万ウォン以上の世帯は私教育費を200万ウォン未満の世帯より約5.2倍を支出している。月平均所得800万ウォン以上の世帯の私教育への参加率は85.1%、200万ウォン未満の世帯は47.0%と、2つの世帯の違いは実に38.1%pであった[9]。

韓国の教育現実として生徒の私教育への参加と私教育費支出の目的、は学校級により異なる。初等学校では音楽と美術等の芸術教科と体育活動に主に支出する傾向がある。中学校や高等学校に上がるほど国語や英語、数学など、大学進学に必要な主要教科に支出する傾向が強い。私教育参加率が高い、私教育費支出能力がある高所得層の子どもたちは、低所得階層の子どもより学校の勉強や上級学校に進学をするのに有利である。韓国政府がこのような所得階層間の私教育参加と私教育費支出能力

---

[7] ヌリ課程は3〜5歳児のための国家レベルの共通教育課程をいう。

[8] 韓国の無償教育の展開については宋基昌、高校無償教育実現のための方案研究（教育部　政策研究報告書、2018）を参考いただきたい。

[9] 教育部、「2019年　初・中・高の私教育費調査結果発表」(2020.3.10.報道資料)

の違いにより引き起こされる教育不平等を解消するために採択した政策は、直接的に低所得層に私教育費を支援する政策ではなかった。むしろ初・中・高等学校で私教育の代わりになる放課後学校を運営することを含め、私教育に依存しなくても大学に進学できる方向に大学入学試験制度を改善してきた。政府はこれらの政策が、教育の過程で低所得層の子どもたちに私教育の負担と必要から多少でも抜け出させるが故に大学教育へのアクセス機会を公正に保障する方案になると期待している。

1980年代の教育民主化運動を主導した勢力が提起した、低所得層の子どもに対する学費補助政策の主張は2000年代に入り本格的に推進された教育給付制度と教育費支援制度として実現した。しかし、それ以前にも低所得層に対する学費補助が行われなかったわけではなかった。低所得層に対する学費支援は1982年末に改定された「生活保護法」に教育保護条項が追加され、法制化された。この条項によれば、教育保護は保護対象者に授業料その他、保護金を支援することを意味する。教育保護はまず、生活保護対象者の子どものうち、中学生のみ該当したが、1998年から高等学生まで拡大した。

国家と地方自治体で実施する学費支援事業は非常に多様である。「国民基礎生活保障法」による個別対応型教育給付事業と「一人親家庭支援法」による一人親家族の子どもの学費支援事業、地方教育財政交付金特別交付金と市・道教育費特別会計財源により支援する特性化高校奨学金支援事業、農漁業子女学資金支援事業、「公務員手当などに関する規定」により支援している公務員子女学費補助手当などが公的財源によって推進されている。公務員子女学費補助手当を除き、低所得層の子どもに対するこのように多様な学費補助が法として制度化したのは2012年になってからである。低所得層の生徒に対して支援する教育費は、1．入学金及び授業料、2．学校給食費、3．学校運営支援費、4．教科用図書購入費、5．家庭での情報通信媒体を利用した学習のための教育情報化支援費、6．その他第1号から第5号までの費用に準じる費用として教育部長官、又は教育監が定める費用等が含まれていた（初・中等教育法施行令第104条2の第①項）。制度化される以前には地方教育自治団体である市・道別に多様な方式でなされていた。

1980年代から提起された低所得層の生徒に対する学費補助の主張は、今日、高等学校段階まで実施されている多様な教育費支援制度と脈絡を同じくしている。教育給付を含めて教育費支援制度は不利な階層に教育費負担を少なくしてやることで彼らに平等な教育機会を提供し、貧困の連鎖を防止するために作られた福祉制度だということができる。

ウ．都市と農村の間の教育条件の差異を考慮した財政配分方式の導入と地域間・学校間教育バランスの向上

都市と農村の間に教育条件の差が存在しており、それがより一層深刻になっているとする1980年代の民主化運動を主導した勢力の主張は、一般的に指摘されてきた都市と農村の間の所得の差、生活水準の違い等を考慮するとき妥当性をもつ。実際に農村の教育環境が都市よりも劣悪であることは、都市と農村の学校の間に教育格差を拡大する重要な要因である。学校が所在する地域の不利な条件によって都市と農村の間や、学校間に教育不平等が生じるというのである。ここでいう不平等とは教育条件のような教育の過程上の不平等と、学業成就度のような教育の結果上の不平等である。今日、1人あたり教育費、教師1人あたりの生徒数、学級あたりの生徒数等、教育の投入要因では農村地域が不利ではない。

1980年代の都市と農村の間の教育条件の差を考慮した教育財政配分方式を導入しなければならないと主張した教育民主化運動勢力が抱いた問題意識は、部分的には地方教育財政方式に対する誤解に由

来するものである。だが、2000年代に入り実施された教育福祉投資優先地域事業と教育福祉優先支援事業と同一の問題意識だとみることができる。韓国では1990年代中盤以後、所得不平等の程度の悪化により中産層が減少し、貧困層が拡大した。これにより所得と学歴によって地域内の居住地の分化が発生し、同じ地域内でも特定の学校に貧困階層が密集する学校別階層文化現象が発生した。

教育福祉投資優先地域事業はこのような状況で貧困階層が密集した学校を対象として教育を受ける機会において不利益を被っている子ども・青少年に教育機会を実質的に保障するために家庭－学校－地域社会が共に行う教育、文化、福祉統合支援網を構築する事業である。盧武鉉政府（2000.2-2007.2）によって導入されたこの事業は李明博政府（2007.2-2012.2）まで継続した。朴槿恵政府（2013.2-2017.5）になり事業名が教育福祉優先支援事業に変更され、現在の文在寅政府（2017.5-現在）まで続いている。事業の内容は以前の政府から実施されてきた教育福祉投資優先地域事業と大同小異である。但し、教育福祉投資優先地域事業が広域自治体の洞地域（日本の、市町村の下の行政名である「町」に相当－訳者注）を単位とした点と若干の違いがある。

教育福祉投資優先地域事業と教育福祉優先支援事業は生徒に学校教育へのアクセス機会を平等に提供することを越えて同等の教育条件で勉強し、貧困階層の生徒で目立つようになり得る低いレベルの教育成就を向上させることで教育の結果からの平等を実現しようとする積極的な意図から出発したということができる。ところが、その効果が期待したほどに表れているのかについては十分に研究が蓄積されていない。しかし、ある研究[10]によれば効果は限定的である。これらの事業の効果が教育疎外階層全体よりは教育疎外生徒の中でも上位の水準の生徒に限定して表れているということである。この研究によれば、これらの事業が実施された地域と学校の場合、上位水準の教育疎外階層の生徒では認知的・非認知的領域全てで教育的成就が向上したことが明らかとなった。

４．結論

韓国で1980年代の教育民主化運動を主導した勢力が提起してきた差別的教育の解消の主張は、教育機会の平等を実現するためのものであった。差別的教育の解消の主張は韓国人が持っている教育機会の平等に対する認識と思考を反映し、代弁したものと解釈することができる。

韓国政府は時代別に学校教育のあらゆる側面で機会の不平等を解消し、平等に教育機会を提供しようとする多様な政策を粘り強く推進した。まず、中学校段階まで無償教育拡大政策、無償範囲の拡大、高等学校無償教育の実施、幼稚園段階の無償教育等、学校教育へのアクセス機会を均等に提供しようとする政策を順次推進した。2つ目に、低所得層を中心に不利な低所得階層に対して推進した教育給付と教育費等の教育費支援政策は教育の過程での低所得層の不利を減らし、経済的に余裕がある階層と同等な教育条件で勉強できる機会を提供する政策である。3つ目に、2000年代からは教育福祉投資優先地域事業と教育福祉優先支援事業など、不利な地域と学校を改善することで貧困階層出身の生徒の教育成就を向上させ、教育の結果での地域間・学校間・階層間格差を解消する政策まで推進している。

このような政策の中には1980年代以前から始まったものもあるが、大部分は1980年代後半以後に本格的に推進されてきた。これらの政策は大韓民国憲法で定めている幸福追求権と人間らしい生活をする権利、教育平等権と無償義務教育の原則、及び教育基本法をはじめとした関連法令等で定めている

[10] キム・フンホ、イ・ホジュン、「教育福祉優先支援事業の教育的効果分析：ソウル市教育庁教育福祉特別支援事業を中心に」教育行政学研究、第36巻第5号、(2018.12)

教育の機会均等の原理を実現するものである。これらの政策の推進はまさに韓国人の教育機会の平等に対する情緒と思考、教育運動勢力の政策主張を反映しているが、経済成長によって韓国の国家財政力が大きく拡大したために可能だったということができる。

結論として、1980年代の教育民主化運動を主導した勢力が提起した差別的教育解消政策の主張の根底に存在している問題意識は、1980年代後から現在まで韓国政府が推進した初・中・高等学校段階での教育へのアクセス機会の平等性を実質的に保障し、教育条件等、教育過程上での不公正を解消し、教育の結果の格差を縮小しようとする多様な政策の論理と一脈相通ずるということができる。2010年代に近づくと生徒と保護者、教育運動勢力が学生に対する過重な大学学費負担を緩和しなければならないという、学費を半額にするようにとの主張を提起した。韓国政府もこれを部分的に受容して国家奨学金制度を導入した。大学の学費半額の主張と国家奨学金制度の導入は、1980年代に始まり粘り強く続いてきた差別的教育の解消のための教育運動勢力の主張と韓国政府の政策と、同一の問題意識と論理を基盤にしているということができる。（終わり）